第十九条第五項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
	同法第十七条第二項	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第十九条第六項	第一号から第三号まで、第四号イからニまで	第三号、第四号イからハまで
	第十七条第二項	第十七条第三項
第二十二条第一項	第十六条第一項第一号、第二号、第四号並びに第五号イ及びロ	第三十四条の九の三第一項第一号並びに第三号イ及びロ
第二十二条第二項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げる要件
第二十二条第二項第三号	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ
第二十三条第五項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十三条第五項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
	同法第十七条第二項	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十三条第五項の表第十九条第三項の項	第四号イからニまで	第四号イからハまで
	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ
	により適切に資産の査定がされていない場合にあっては、当該方策を含む。）その他主務省令で定める事項	による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に
第二十三条第五項の表第十九条第五項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
	株式交換等による	株式交換等による会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十三条第五項の表第十九条第六項の項	第四号イからニまで	第四号イからハまで
第二十三条第五項の表前条第一項の項及び前条第三項の項	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ
第二十四条第三項	第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項（当該経営強化計画に同号ロに掲げる方策が記載されている場合にあっては、当該方策を含む。）その他主務省令で定める事項	第三十四条の九の三第一項第一号及び第二号、第三号イに掲げる事項並びに収益の見通しその他主務省令で定める事項（前項第一号に規定する経営強化計画に同条第一項第三号ロに掲げる方策が記載されている場合にあっては、当該方策を含む。）

第二十四条第四項	次に	第三号から第五号までに
第二十四条第四項第三号及び第四号	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ
第二十四条第六項	株式の引受け	株式等の引受け等
第二十四条第六項の表第三項の項	第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項	第三十四条の九の三第一項第一号
第二十四条第七項及び第八項第一号	である株式の発行者	又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者
第二十四条第八項第三号	である株式の処分をする	又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受ける
第二十四条第十一項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十四条第十一項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
	同法第十七条第二項	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十四条第十一項の表第十九条第三項の項	第四号イからニまで	第四号イからハまで
	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ
	により適切に資産の査定がされていない場合にあっては、当該方策を含む。）	による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に
第二十四条第十一項の表第十九条第五項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
	合併等による	合併等による会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十四条第十一項の表第十九条第六項の項	第四号イからニまで	第四号イからハまで
第二十四条第十一項の表第二十四条第十二項の項及び第二十二条第三項の項	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ
第二十四条第十二項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
	承継組織再編成金融機関等であって協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等	承継組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等であって、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの